岡山県の項を次のように改める。

岡山県	岡山市（旧御津郡建部町の区域に限る。）、津山市（旧苫田郡加茂町、旧同郡阿波村及び旧久米郡久米町の区域に限る。）、井原市、高梁市（旧備前市の区域に限る。）、瀬戸内市（旧和気郡日生町の区域に限る。）、赤磐市（旧赤磐郡吉井町の区域に限る。）、真庭市（旧勝田郡勝北町の区域に限る。）、浅口市（旧浅口郡寄島町の区域に限る。）、和気郡和気町（旧和気郡佐伯町の区域に限る。）、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町、勝田郡奈義町、英田郡西粟倉村、久米郡久米南町、加賀郡吉備中央町	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

広島県の項を次のように改める。

広島県	呉市（旧安芸郡下蒲刈町、旧同郡倉橋町、旧同郡蒲刈町、旧豊田郡豊浜町及び旧同郡豊町の区域に限る。）、三原市（旧御調郡御調町及び旧豊田郡瀬戸田町の区域に限る。）、尾道市（旧御調郡久井町及び旧御調町の区域に限る。）、福山市（旧沼隈郡内海町の区域に限る。）、府中市（旧甲奴郡上下町の区域に限る。）、三次市（旧同郡三次町、旧同郡甲奴郡作木村及び旧同郡吉舎町の区域に限る。）、庄原市（旧同郡西城町、旧同郡東城町、旧同郡口和町及び旧同郡高野町の区域に限る。）、東広島市（旧賀茂郡福富町、旧同郡豊栄町及び旧同郡河内町の区域に限る。）、廿日市市（旧佐伯郡吉和村及び旧同郡宮島町の区域に限る。）、安芸高田市（旧山県郡安芸太田町、同郡北広島町）、江田島市（旧安芸郡大柿町、同郡能美島町及び同郡沖美町）、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

山口県の項中「萩市　岩国市（旧玖珂郡本郷村、旧同郡周東町、旧同郡錦町、旧同郡美川町及び旧同郡美和町の区域に限る。）」を「萩市」に、「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

徳島県の項中「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

香川県の項を次のように改める。

香川県	東かがわ市	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

愛媛県の項を次のように改める。

愛媛県	松山市（旧温泉郡中島町の区域に限る。）、今治市（旧越智郡上浦町、旧同郡大三島町及び旧同郡関前村の区域に限る。）、宇和島市、八幡浜市、新居浜市（旧宇摩郡別子山村の区域に限る。）、四国中央市（旧宇摩郡新宮村の区域に限る。）、西予市（旧同郡広田村の区域に限る。）、伊予郡砥部町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

高知県の項を次のように改める。

高知県	高知市（旧土佐郡鏡村及び旧同郡土佐山村の区域に限る。）、室戸市、安芸市、須崎市、宿毛市（沖の島及び鵜来島の区域に限る。）、土佐清水市（旧幡多郡西土佐村の区域に限る。）、香南市（旧香美郡夜須町及び同郡香我美町の区域に限る。）、香美市（旧土佐郡土佐山村、同郡大豊町及び同郡土佐町の区域に限る。）、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町（旧幡多郡大正町の区域に限る。）、吾川郡いの町（旧吾川郡伊野町、同郡吾北村及び同郡池川町の区域に限る。）、吾川郡仁淀川町（旧吾川郡吾北村及び同郡池川町の区域に限る。）、高岡郡中土佐町（旧同郡大野見村の区域に限る。）、高岡郡佐川町、高岡郡越知町、高岡郡檮原町、高岡郡日高村、高岡郡津野町、高岡郡四万十町、幡多郡大月町、幡多郡三原村、幡多郡黒潮町	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

福岡県の項を次のように改める。

福岡県	福岡市（小呂島の区域に限る。）、飯塚市（旧嘉穂郡穂波町の区域に限る。）、八女市（旧朝倉郡宗像市の区域に限る。）、宗像市、朝倉市（旧朝倉郡杷木町の区域に限る。）、添田町、京都郡みやこ町、築上郡上毛町、同郡築上町、田川郡	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

佐賀県の項を次のように改める。

佐賀県	佐賀市（旧佐賀郡富士町及び旧神埼郡三瀬村の区域に限る。）、唐津市（旧東松浦郡肥前町、旧同郡七山村の区域に限る。）、神埼市（旧神埼郡脊振村の区域に限る。）、杵島郡白石町、藤津郡太良町	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

長崎県の項を次のように改める。

長崎県	長崎市（旧西彼杵郡伊王島町、旧同郡高島町、旧同郡外海町の区域に限る。）、佐世保市（旧北松浦郡吉井町、旧同郡世知原町、旧同郡宇久町、旧同郡江迎町及び旧同郡鹿町町の区域に限る。）、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、北松浦郡小値賀町、南松浦郡新上五島町	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

熊本県の項中「八代市」の下に「（旧八代郡坂本村、旧同郡東陽村及び旧同郡泉村の区域に限る。）」を加え、「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

大分県の項を次のように改める。

大分県	大分市（旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域に限る。）、中津市（旧下毛郡三光村、旧同郡本耶馬渓町、旧同郡耶馬渓町及び旧同郡山国町の区域に限る。）、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市（旧大分郡庄内町、同郡玖珠町）、由布市（旧大分郡湯布院町、同郡九重町）、国東市	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

宮崎県の項中「延岡市」の下に「（旧東臼杵郡北方町、旧同郡北川町及び旧同郡北浦町の区域に限る。）」を加え、「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

鹿児島県の項を次のように改める。

鹿児島県	鹿屋市、川内市（旧薩摩郡東郷町、旧同郡祁答院町、旧同郡鹿島村及び旧同郡山崎町の区域に限る。）、垂水市、薩摩川内市（旧薩摩郡下甑村、旧同郡上甑村、旧同郡中甑村及び旧同郡鹿島村の区域に限る。）、日置市（旧日置郡東市来町、旧同郡伊集院町、旧同郡松元町及び旧同郡吹上町の区域に限る。）、曽於市（旧曽於郡大隅町、旧同郡財部町及び旧同郡末吉町の区域に限る。）、霧島市（旧姶良郡牧園町及び旧同郡霧島町の区域に限る。）、いちき串木野市、南さつま市（旧川辺郡坊津町及び旧同郡大浦町の区域に限る。）、志布志市、奄美市、南九州市（旧揖宿郡知覧町及び旧同郡川辺町の区域に限る。）、伊佐市（旧姶良郡大口市の区域に限る。）、姶良市（旧姶良郡姶良町、同郡加治木町及び同郡蒲生町の区域に限る。）、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曽於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡屋久島町、同郡中種子町、同郡南種子町、同郡大和村、同郡宇検村、大島郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで